平成２５年（フ）第２０９号
長野県塩尻市大字広丘高出2213番地36　ディアスＯＡＮＡ－Ｇ201、前住所長野県塩尻市大字広丘吉田1308番地　松塩精和荘Ｂ114
債務者　岩佐　有弥
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　愛川　直秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３５号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
債務者　國武　信子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
債務者　笠　　モト
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４１７号
岐阜県羽島郡笠松町長池49番地
債務者　入江　大介
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３４号
佐賀県鳥栖市宿町1063番地５　ロイヤルステージタウン鳥栖Ａ棟202
債務者　山本　　満
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　　侑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
愛知県豊明市阿野町林ノ内32番地　ファミール豊明３Ｂ号、前住所愛知県豊田市生駒町立入100番地
債務者　髙木　芳昭
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
愛知県豊明市阿野町林ノ内32番地　ファミール豊明３Ｂ号、前住所愛知県豊田市生駒町立入100番地
債務者　髙木　玲子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６７号
岩手県奥州市江刺区米里字馬場13番地
債務者　佐賀　和子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６８号
岩手県奥州市水沢区真城が丘２丁目２番地４、旧住所盛岡市東山１丁目10番33号
債務者　菅原　秀夫
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５４９号
埼玉県草加市花栗１丁目23番８号　花栗ハイツⅡ－101号、旧住所埼玉県草加市北谷１丁目２番３－603号
債務者　橋本　卓夫
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地420番地　埼玉筑波病院内、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地739番地11
債務者　神谷　政明
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５９号
埼玉県越谷市東大沢１丁目15番地10　スカイコーポ102
債務者　川原　正人
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
埼玉県北葛飾郡松伏町松葉２丁目１番地36　臼倉方
債務者　中尾　深雪（旧姓臼倉）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６９号
埼玉県八潮市大字新町134番地２　やすらぎの里八潮寮
債務者　深谷　友明
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
静岡県三島市大場32番地の２
債務者　関　　トモ
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
静岡県三島市大場32番地の２
債務者　関　　正次
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４５９号
静岡県沼津市大塚289番地の13
債務者　小野　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係